

食品衛生法改正に伴う説明会のお知らせ

**全ての事業者に
HACCP に沿った衛生管理が求められます**

平成 30 年 6 月の食品衛生法改正により、食品の製造、加工から流通、販売に至るフードチェーン全体を通じた食品の安全性の向上や事業者が自ら考える安全性確保の取組を推進するため、全ての事業者は HACCP に沿った衛生管理を実施する必要があります。

「食品衛生法の改正って何?」、「HACCP に沿った衛生管理って、どのように実施するの?」という声にお応えするため、食品衛生法改正の概要、HACCP に沿った衛生管理の実施に向けた取組方法につきまして、説明会を開催します。

◆ 開催日時・会場等

回	開催日時	申込み 締切日	会 場	募集 人数
第 1 回	9 月 18 日(水) 14:00~16:00	9 月 10 日(火)	福生市民会館 大ホール (東京都福生市福生 2455)	1,000 名
第 2 回	9 月 26 日(木) 14:00~16:00	9 月 18 日(水)	ルネこだいら 大ホール (東京都小平市美園町 1-8-5)	1,100 名
第 3 回	10 月 10 日(木) 14:00~16:00	10 月 3 日(木)	稲城市立 i プラザ ホール (東京都稲城市若葉台 2-5-2)	350 名
第 4 回	11 月 8 日(金) 14:00~16:00	10 月 31 日(木)	たましん RISURU ホール 大ホール (東京都立川市錦町 3-3-20)	1,100 名
第 5 回	11 月 25 日(月) 14:00~16:00	11 月 18 日(月)	府中の森芸術劇場 どリーむホール (東京都府中市浅間町 1-2)	1,400 名
第 6 回	令和 2 年 1 月 20 日(月) 14:00~16:00	令和 2 年 1 月 10 日(金)	なかの ZERO 大ホール (東京都中野区中野 2-9-7)	1,100 名

※ 各回、13:00 開場

◆ 対象 都内の飲食店事業者

◆ 内容 1 食品衛生法改正の概要等について

講師：東京都福祉保健局健康安全部食品監視課

2 HACCP 制度化に対応した食品衛生管理ファイルの使い方

講師：一般社団法人東京都食品衛生協会

注 意 事 項

- ・本説明会は、事前申込制です。
- ・説明会当日は、筆記用具をご持参ください。
- ・各会場へは、公共交通機関のご利用をお願いします。

申込方法等は裏面をご覧ください

お申込み方法

◆電子申請の場合

東京都福祉保健局ホームページ「食品衛生の窓」から、受講希望回の「東京共同電子申請・届出サービス」へアクセスし、電子申請により必要事項を入力してお申込みください。

- 食品衛生の窓 URL

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/haccp_shien/setumeikai.html

- 食品衛生の窓 QR コード



※ 会場の定員に達した場合、応募を締め切らせていただきますので、ご了承ください。

※ 手話通訳や車いすの利用などが必要な方はその旨お知らせください。

◆電子申請によるお申込みができない場合

次の事項をご記入の上、以下の宛先にお送りください。

記入事項

- 1 食品衛生法等改正に伴う説明会 参加希望
- 2 参加希望の回と開催日
- 3 お名前（フリガナ）
- 4 連絡先（電話番号）
- 5 お店の屋号（店名）
- 6 お店の住所

郵送宛先 〒163-8001（住所不要）

東京都福祉保健局健康安全部食品監視課 宛

FAX 宛先 03-5388-1431

東京都福祉保健局健康安全部食品監視課 宛

※ 応募者多数の場合は、先着順となりますので、ご了承ください。

※ 申込み締切について

郵送の場合 希望する回の申込み締切日当日の消印まで有効

FAX の場合 希望する回の申込み締切日当日の到着分まで有効

※ 参加できない場合には、各回開催日の3 開庁日前までに連絡いたします。連絡がない場合は、参加可能とご理解ください。

※ 手話通訳や車いすの利用などが必要な方はその旨お知らせください。

問合せ先

東京都福祉保健局健康安全部食品監視課

電話：03-5320-4401（平日9時から17時まで）